

下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成29年6月30日

規則第20号

下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成29年下妻市規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年下妻市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施工基準）

第2条 条例第4条第4項及び条例第10条の規則で定める施工基準は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

（条例第7条第1項第3号の規則で定める者）

第3条 条例第7条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共

団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 前項第9号の規定により市長の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表
(条例第7条第1項第4号の規則で定める事業)

第4条 条例第7条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う事業又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 自己の居住又は使用の用に供する住宅の建築
 - イ 建築物の増築又は改築（当該建築物の敷地について区画形質の変更がないものに限る。）

(条例第7条第1項第5号の規則で定める事業)

第5条 条例第7条第1項第5号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害が発生した後の必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するも

の

ア 事業区域の面積が3,000平方メートル未満であること。

イ 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年農管第600号農地部長通知）第3第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。

(4) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為のために行う事業

(5) 建設工事その他の工事に利用し、又は販売するための土砂等であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもののみを用いて行う事業（事業区域の土地の形質の変更を伴わない一時的な堆積に限る。以下この号において同じ。）。ただし、イ又はウに掲げる土砂等を用いて行う事業については、事業区域の面積が300平方メートル未満のものに限る。

ア 採石法、砂利採取法その他の法令に基づき許認可等を受けた採取場において採取した土砂等

イ 既利用地ではない自然地盤の土地から採取した土砂等（産地の証明が可能な土砂等その他採取場所を明らかにすることができる土砂等に限る。）であって、アに掲げる土砂等以外のもの

ウ 事業を行おうとする者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けた者に限る。）自らが行った建設工事その他の工事において発生した土砂等

（許可の申請）

第6条 条例第7条第2項の申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第7条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の氏名及び電話番号

(2) 申請者が条例第8条第6号クに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、生年月日、性別、本籍及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の名、生年月日、役職名、性別、本籍及び住所）

(3) 申請者が個人である場合にあっては、その生年月日、性別及び本籍

(4) 申請者が法人である場合にあっては、役員の名並びに代表者及び役員の名、生年月日、

役職名、性別、本籍及び住所

(5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、性別、本籍、住所並びに保有する株の出資の額に占める出資の割合

(6) 申請者に次条第6項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名、生年月日、役職名、性別、本籍及び住所

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

(2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの（以下「破産者で復権を得ないもの等」という。）に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

(4) 申請者が条例第8条第6号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面（様式第3号）

(5) 申請者が条例第8条第6号クに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書）

(6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書

- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらが法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第6項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9) 土地所有者一覧表
- (10) 事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (11) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
- (12) 申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
- (13) 施工管理者であることを証する書面
- (14) 土地の所有者の同意書（様式第4号）の写し
- (15) 隣接地権者の同意書（様式第4号の2）及び周辺住民の同意書（様式第4号の3）の写し並びに同意取得の範囲を示す図面
- (16) 事業に用いる土砂等の搬入計画（様式第5号）
- (17) 土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第6号）
- (18) 土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第6号の2）
- (19) 事業に用いる土砂等の搬入経路図
- (20) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (21) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (22) 事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (23) 事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図

- (24) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (25) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第7号）及び地質分析結果証明書（様式第8号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）（当該事業に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面）
- (26) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (27) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (28) 事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- (29) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第25号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第3の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により計量を行い、かつ、別表第4の右欄に掲げる測定方法により土砂等の水素イオン濃度指数の測定を行うこと。

（許可基準）

第7条 条例第8条第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第8条第2号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例第8条第3号の規則で定める物質は、別表第3の左欄に掲げる物質とする。

4 条例第8条第3号の規則で定める基準は、別表第3の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

5 条例第8条第5号の規則で定める基準は、別表第4の中欄に掲げる基準値のとおりとする。

6 条例第8条第6号ケ及びコの規則で定める使用人は、事業を行う者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(許可書等の交付)

第8条 市長は、条例第7条第2項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の開始の届出）

第9条 条例第9条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届（様式第10号）により行うものとする。

（標識）

第10条 条例第11条の規定により事業区域に設置する標識は、事業表示板及び危険防止表示板（様式第11号）とする。

（変更の許可申請）

第11条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書（様式第12号）に、第6条第3項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(2) 事業に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 事業の施工に関する計画の変更（前2号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに

限る。)

- (4) 事業の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあつては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）の変更

（変更許可書等の交付）

第12条 市長は、条例第12条第1項の規定による許可の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、許可又は不許可の決定をし、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業休止等の届出）

第13条 条例第13条の規定による事業休止等の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業休止（再開・廃止）届（様式第14号）により行うものとする。

（地位承継の届出）

第14条 条例第16条第2項の規定による地位承継の届出は、地位承継のあつた日から10日以内に地位承継届（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

（帳簿への記載等）

第15条 条例第17条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第16号）により毎日行わなければならない。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の位置
- (3) 記録者氏名
- (4) 土砂等発生元ごとの申請量
- (5) 搬入時刻
- (6) 搬入車両登録番号

- (7) 搬入業者の名称
- (8) 運転者氏名
- (9) 数量
- (10) 土砂等の積込み場所
- (11) 搬入済量
- (12) 施工作業の内容
- (13) その他事業の施工に必要な事項

3 条例第17条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- (2) 報告に係る期間の末日における事業区域の構造に関する図面

4 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域の位置及び面積
- (2) 事業に用いる土砂等の数量
- (3) 事業に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量
- (4) 報告に係る期間内に事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量
- (5) 事業に着手してから報告に係る期間の末日までに事業を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量
(土壌の調査等)

第16条 条例第18条に規定する土壌の調査は、第6条第4項の規定を準用する。

2 前項の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

3 条例第18条の規定による報告は、土壌調査結果報告書（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前号の規定により採取した試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

（書類の備付け及び閲覧）

第17条 条例第19条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、条例第13条の規定により事業の廃止を届け出たとき、

条例第20条の規定により事業完了の確認を受けたとき又は条例第21条の規定により許可の取消しを命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第19条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第9条及び条例第13条の規定により市長に提出した届出書の写し
- (2) 条例第12条第1項の規定により市長に提出した変更許可申請書の写し
- (3) 条例第17条第2項の規定により市長に提出した報告書の写し
- (4) 条例第18条の規定により市長に提出した報告書の写し
- (5) 条例第27条の規定により市長に提出した報告書の写し

(完了の届出)

第18条 条例第20条の事業完了届は、様式第19号とする。

2 市長は、前項の事業完了届が提出されたときは、事業の完了検査を実施するものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第28条第2項の身分を証明する証明書は、身分証明書(様式第20号)とする。

(公表の方法)

第20条 条例第29条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令の内容
- (2) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 違反等の事実
- (4) 事業区域の位置
- (5) 事業区域の面積
- (6) 事業を行った期間

2 条例第29条の規定による公表は、下妻市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

(施行規則)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の下妻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に行う土地の埋立て等について適用し、この規則の施行の前に行う土地の埋立て等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第7条関係）

1 事業に伴う隣接境界との段差、土留等について次に掲げる措置を講じること。

(1) 埋立て又は盛土の場合

ア 隣接境界との段差 50センチメートル未満とする。ただし、土地利用上やむを得ないと認められ、かつ、安全性が認められるときは、この限りでない。

イ 土留の措置 土砂等の流出を防ぐため適切な処置を行うこと。

(2) 堆積の場合

ア 堆積の高さ等 一山の高さは、250センチメートル以内とする。

イ 安全帯 土砂等の周囲に幅250センチメートル以上の安全帯を設けること。

2 のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

別表第2（第2条、第7条関係）

事業の施工管理及び 近隣住民等への周知	1 事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 事業の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 4 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 事業区域への搬入は、原則として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及
------------------------	---

	<p>び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>6 事業区域の出入口に、条例第7条第1項本文の規定により許可を受けた者については様式第11号の標識を、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事業を行う者については事業を行う者の住所、氏名及び連絡先（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び連絡先）を表示した標識を設置すること。</p>
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<p>1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に該当し、児童及び生徒の登下校に安全上の支障があると市長が判断した場合は、登下校時間帯の搬入車両の通行は行わないこと。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭</p>

	<p>和42年法律第131号)第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</p> <p>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</p> <p>7 事業の実施に当たり、道路、道路構造物及び交通安全施設に破損を与えるおそれがあるとこれら道路等管理者が判断した場合は、当該管理者が指示する方法に従い土砂等の搬入を行うこと。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>1 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。</p>

別表第3 (第6条、第7条関係)

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法 (規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)

鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法（規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170_7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
ヒ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.0	日本工業規格K0125の5.1、5.2

	2ミリグラム以下	又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0. 0 02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定 める方法
クロロエチレン(別 名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマ ー)	検液1リットルにつき0. 0 02ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成 9年環境庁告示第10号)付表に掲げる 方法
1, 2-ジクロロエ タン	検液1リットルにつき0. 0 04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1-ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき0. 1 ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2 又は5. 3. 2に定める方法
1, 2-ジクロロエ チレン	検液1リットルにつき0. 0 4ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K012 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定 める方法 トランス体にあつては日本工業規格K0 125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリク ロロエタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定 める方法
1, 1, 2-トリク ロロエタン	検液1リットルにつき0. 0 06ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定 める方法
トリクロロエチレ ン	検液1リットルにつき0. 0 3ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定 める方法
テトラクロロエチ レン	検液1リットルにつき0. 0 1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定

		める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.0 0.2ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.0 0.6ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に 掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.0 0.3ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の 第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.0 2ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の 第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.0 1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.0 1ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に 定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める 方法又は規格34.1c)（注(6)第3文を 除く。）に定める方法（懸濁物質及びイ オンクロマトグラフ法で妨害となる物質 が共存しない場合にあつては、これを省 略することができる。）及び昭和46年 環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に 定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.0 5ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に 掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第4（第6条、第7条関係）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211_200「土懸濁液のpH試験方法」

